

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策の方向性（案）について

1 趣旨

本市では、市教育振興基本計画に基づき「未来を担う人づくり」を基本理念に「社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手の育成」に取り組んでいます。

計画では八つの基本方針に基づき、様々な教育施策を実施していますが、方針の一つである「安全な教育環境の整備」として、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えるため、「児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進」に取り組むことを定めています。

そうした中で、出生数の減少（少子化）の影響により、本市の児童・生徒の総数は昭和 60（1985）年度の 28,568 人をピークに減少に転じ、令和 5（2023）年度には、16,085 人まで減少、今後も児童・生徒数は減少が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年度に策定した「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「方針」という。）に基づき、将来にわたって、児童・生徒の快適な教育環境を確保するため、優先的対象校における学校規模の適正化等の方策の方向性（案）を整理するものです。

2 方針の概要について

(1) 学校の適正規模（1 学校当たりの望ましい学級）及び適正配置（望ましい通学距離・時間）の範囲

ア 適正規模

校種	適正規模	
小学校	12 学級～24 学級程度	（1 学年当たり 2～4 学級程度）
中学校	9 学級～18 学級程度	（1 学年当たり 3～6 学級程度）

イ 適正配置

校種	適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45 分以内
中学校	おおむね 4 km・60 分以内

(2) 適正規模・適正配置の方策

ア 適正規模の方策

方策		方策の説明
(ア) 通学区域の変更		通学区域を変更・再編成するもの
(イ) 学校の統廃合	a	既存学校用地の活用 既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合するもの
	b	新規用地の確保 新たに用地を確保し、複数校を統合するもの
	c	通学区域の分割 3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合するもの
(ウ) 通学区域制度の弾力的運用	a	通学区域の一部区域における学校選択制度 大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認めるもの
	b	小規模特認校制度 通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
(エ) 学校の新設		既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
(オ) 校舎の増改築		児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

※ 太枠の方策は「通学区域の再編成を伴う方策」

イ 適正配置の方策（通学負担軽減策）

方策		対象校種
(ア)	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校
(イ)	公共交通機関（バスなど）の利用を認める	
(ウ)	スクールバスを運行する	
(エ)	自転車の通学を認める	中学校

(3) 適正規模・適正配置の方策実施に当たり考慮すべき事項

ア 地域コミュニティとの関係性

- (ア) 自治会を始めとする地域コミュニティ団体等をできる限り分断しないよう配慮
- (イ) 地域の防災拠点、児童・生徒の放課後の居場所・活動場所などといった地域コミュニティにおける拠点としての学校施設の役割や機能に配慮

イ 公共施設最適化との整合性

市公共施設最適化基本計画（小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、40年間で延べ床面積の総量を現在の75～80%まで抑制していく）を踏まえた検討

ウ 都市づくりとの整合性

「都市計画マスタープラン」などの都市づくり計画等を踏まえた検討

(4) 適正規模・適正配置の方策の実施基準

ア 実施基準

「児童・生徒数及び学級数将来推計」において、当該年度から9年後に適正規模を下回る、又は上回る場合、方策の実施を検討する対象校とする。また、対象校のうち学校規模の偏りが大きい学校（以下「優先的对象校」という。）は、優先して方策を検討するものとする。

校種	対象校（小規模）		適正規模	対象校（大規模）	
	優先的对象校			優先的对象校	
小学校	6学級以下	11学級以下	12～24学級	25学級以上	31学級以上
中学校	6学級以下	8学級以下	9～18学級	19学級以上	25学級以上

イ 実施時の考え方や留意事項

- (ア) 通学区域の再編成を伴う方策を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めた検討（通学区域については、市制施行前の旧町村域による8地域を基に再編成を伴う方策を検討）
- (イ) 学校施設の再整備時期を見据えた検討（将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があるため）
- (ウ) 学校施設の再整備が必要となる学校の近隣に優先的对象校が存在する場合は、優先的对象校を含めて適正規模の方策を検討
- (エ) 対象校は、まず通学区域の再編成を伴わない方策を検討。優先的对象校は、通学区域の再編成を伴う方策を含めた全ての方策の中から検討
- (オ) 通学区域の再編成を実施してもなお適正規模に達することが見込めない場合であっても、単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合は、方策を実施

3 実施基準に基づく対象校一覧について

令和5年度に実施した令和14年度児童・生徒数及び学級数の推計値と、方針で定める対象校の基準を照らし合わせると、優先対象校は次のとおりとなります。

校種	規模区分	優先的对象校	
		学校数	学校名
小学校	小規模	7校	荻野小、玉川小、相川小、鳶尾小、上荻野小、飯山小、森の里小
	大規模	0校	-
中学校	小規模	3校	小鮎中、東名中、森の里中
	大規模	0校	-

4 方策の方向性（案）整理について

方策の方向性（案）については、方針で定める実施基準や留意事項等に基づき、令和4年度に実施したアンケート調査の結果（別紙1参照）等も踏まえ、次のとおり整理するものとします。

(1) 方策の方向性（案）整理の考え方

- ・優先的对象校の方策を先行して検討（優先的对象校を除く対象校は、今後の推計値の推移を踏まえ順次検討）
- ・「厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における令和22（2040）年の人口展望値（別紙2参照）を踏まえ検討
- ・通学区域の再編成を伴う方策の検討に当たっては、地域内の隣接する学校との関係性や適正規模維持に必要となる児童・生徒数との乖離状況等を踏まえ検討
- ・適正規模の方策の検討に当たっては、方針で定める（旧町村域による8地域による）地域単位に加え、市民に身近な自治会区域を基本とした15の地区単位を考慮し、原則、各地区内に小学校及び中学校をそれぞれ1校は維持することを前提に検討

(2) 方策の方向性（案）について

(1)で示す整理の考え方に基づき、優先的对象校において選択すべき方策を次のとおり整理します。

ア 小学校 ※下線のある学校名は優先的对象校

地域	地区	学校名	方策の方向性（案）	
			方策	根拠
荻野	荻野	<u>荻野小学校</u>	学校の統廃合 （1校又は2校への統合） 【1校に統合する場合】 荻野小又は鳶尾小の どちらかに統合 【2校に統合する場合】 鳶尾小と上荻野小に 統合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和22年と令和14年の推計値を比較すると、ほぼ変わらない見込み ・荻野小学校、上荻野小学校は令和14年及び令和22年時点で、適正規模である12学級以上に必要な最小の児童数との乖離が大きく、<u>通学区域制度の弾力的運用では学校規模適正化は困難</u> ・地域内の学校が全て優先的对象校であり、<u>通学区域の再編成による学校規模適正化は困難</u> ・通学距離等を考慮し、1校への統合の場合、荻野小又は鳶尾小へ統合し（上荻野小だと2割程度が通学距離の上限を超える見込み）、2校への統合の場合、鳶尾小と上荻野小へ統合する
		<u>鳶尾小学校</u>		
		<u>上荻野小学校</u>		

地域	地区	学校名	方策の方向性（案）	
			方策	根拠
小鮎	小鮎	小鮎小学校	学校の統廃合（小鮎小学校へ統合）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和22年と令和14年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み ・飯山小学校は令和14年及び令和22年時点で、適正規模である。12学級以上に必要な最小の児童数との乖離が大きく、<u>通学区域制度の弾力的運用では学校規模適正化は困難</u> ・飯山小学校と小鮎小学校で通学区域の再編成を実施し、児童数を地域内で平準化しても、<u>令和22年には、両校とも優先的対象校になる見込み</u> ・小鮎小学校では統合後も必要教室数が確保できる見込み（飯山小では不足） ・統合すると仮定した場合の平均通学時間を比較すると、小鮎小学校が20分、飯山小学校が30分となる見込み（令和3年度児童居住箇所から計算。所要時間は成人の1.2倍かかることを想定）
		飯山小学校		
玉川	玉川	玉川小学校	通学区域制度の弾力的運用（小規模特認校制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和22年と令和14年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み（森の里地区は10%以上減少） ・地区に小学校が1校のみ ・学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は適さない ・児童数の確保を目指し小規模特認校制度を導入（玉川小については制度を継続）し、入学希望者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う
	森の里	森の里小学校		
相川	相川	相川小学校	通学区域制度の弾力的運用（学校選択制）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和22年と令和14年の推計値を比較すると、<u>増加</u>の見込み ・現在、相川小学校で導入中の「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」の制度利用者が増加するような魅力ある学校づくりの手法を検討する ・今後、地域の人口の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて戸田小学校との<u>通学区域の再編成</u>の検討を行う
		戸田小学校	-	

※ 小学校は1学級35人編制のため、計算上1学年当たり36人以上在籍すると2学級となる可能性がある。（36人×6学年=216人）

イ 中学校

地域	地区	学校名	方策の方向性（案）	
			方策	根拠
小鮎	小鮎	<u>小鮎中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の児童数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み ・令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、生徒数は<u>減少</u>の見込み ・学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は適さない ・生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに、併せて中学校選択制度において選択者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う</u>
南毛利	南毛利	南毛利中学校	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の生徒数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>増加</u>の見込み ・学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は適さない ・東名中学校では、生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに、併せて中学校選択制度において選択者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う</u> ・今後、地域の人口の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて東名中学校と南毛利中学校との<u>通学区域の再編成の検討</u>を行う
	緑ヶ丘	-	-	
	南毛利南	<u>東名中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	
玉川	玉川	玉川中学校	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の生徒数は令和 22 年と令和 14 年の推計値を比較すると、<u>減少</u>の見込み（森の里地区は 10%以上減少） ・<u>地区内に中学校が 1 校のみ</u> ・学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため「<u>通学区域の一部区域における学校選択制</u>」は適さない ・生徒数の確保を目指し、<u>小規模特認校制度を導入するとともに、併せて中学校選択制度において選択者が増加するような魅力ある学校づくりの手法の検討を行う</u>
	森の里	<u>森の里中学校</u>	通学区域制度の弾力的運用 (小規模特認校制度)	

※ 中学校は 1 学級 40 人編制のため、計算上 1 学年当たり 81 人以上在籍すると 3 学級となる可能性がある。(81 人×3 学年=243 人)

(2) 適正配置の方策

通学区の再編成を伴う適正規模の方策を実施する地域における適正配置の方策（通学負担軽減策）

地域	地区	方策の方向性（案）	
		適正規模の方策	適正配置の方策 （通学負担軽減策）
荻野	荻野	1校に統合 （荻野小又は鳶尾小への統合）	スクールバスの運行 対象：統合される学校の学区に居住していて、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童
		2校に統合 （上荻野小と鳶尾小への統合）	— （全ての児童が望ましい通学距離・時間を超えない見込み）
小鮎	小鮎	学校の統廃合 （小鮎小学校へ統合）	①スクールバスの運行 対象：統合される学校の学区に居住していて、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童 ②住所地から近い場所にある学校への通学を認める

(3) 方策の実施に係る考え方について

ア 荻野地区

荻野地区の3小学校については、施設の耐用年数を迎えるまで一定程度期間がある（最短で鳶尾小学校北棟及び南棟校舎：令和38年度）ことや、統合に当たり検討すべき事項が多くあることから、「厚木市公共施設個別施設計画」や現在、策定を進めている「（仮称）小中一貫教育基本方針」などの関係施策との整合性を図りながら、将来的な児童数の推移等も考慮し、実施手法・時期について検討を進めていきます。

イ 小鮎地区

小鮎小学校は令和9年度、小鮎中学校は令和12年度に、それぞれ施設の一部が目標耐用年数を迎えることから、早急に施設の再整備を進める必要があります。

また、現在、本市では、小中連携教育の取組を推進するとともに、「（仮称）小中一貫教育基本方針」を策定中であることから、施設の再整備に当たっては、小中一貫教育の推進や小中一体型施設の整備を視野に入れながら検討を進めます。

そうしたことを踏まえ、統廃合については、新校舎の供用開始時期に合わせた実施を見据え、速やかに取り組んでいきます。

(4) 統廃合実施に伴う児童数・学級規模について【参考】

ア 荻野地区

【現状】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
荻野	204	180	170	158	142	139	124	123	118	119
	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
鳶尾	298	278	265	246	227	221	217	224	219	212
	11	10	10	10	9	8	8	8	7	6
上荻野	297	265	233	222	204	176	140	121	116	115
	10	10	9	9	8	8	7	6	6	6

【1校統合】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
統合校	799	723	668	626	573	536	481	468	453	446
	24	22	21	20	19	18	16	16	16	16

【2校統合】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
鳶尾	425	390	371	345	317	309	296	302	294	288
	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12
上荻野	374	333	297	281	256	227	185	166	159	158
	13	12	11	10	9	8	7	6	6	6

イ 小鮎地区

【現状】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
小鮎	388	383	374	371	372	347	343	339	339	336
	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12
飯山	161	157	156	147	142	134	118	114	108	106
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

【統合】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
統合校	549	540	530	518	514	481	461	453	447	442
	18	18	18	18	18	17	16	16	16	15

5 方策を進める上での留意事項について

(1) 安全な通学環境について

通学区域の見直しを進める上で通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、児童・生徒への安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指します。

(2) 学校を統廃合する場合の児童へのケアについて

学校を統廃合する場合、児童は「新しい環境になじめるか」「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。統合前から準備期間を設け、交流授業等を重ねるなど、児童の不安を解消できるような配慮を行い、統合後についても、教育委員会と学校で連携して心の負担軽減に努めます。

(3) 地域社会との関係について

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営されており、今後も地域との連携が重要だと考えられます。

また、学校施設は地域コミュニティにおいて、避難場所や地域の交流の場としての役割などを果たしています。

こうしたことから、学校の統廃合を行うに当たっては、地域の皆様や地域団体等の意見を丁寧に伺いながら検討を進めます。

6 小規模校を維持する場合における教育の充実

小規模校を維持する方策を実施する場合は、教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることのメリットを最大限にいかし、児童・生徒への教育を充実させる方策を検討します。

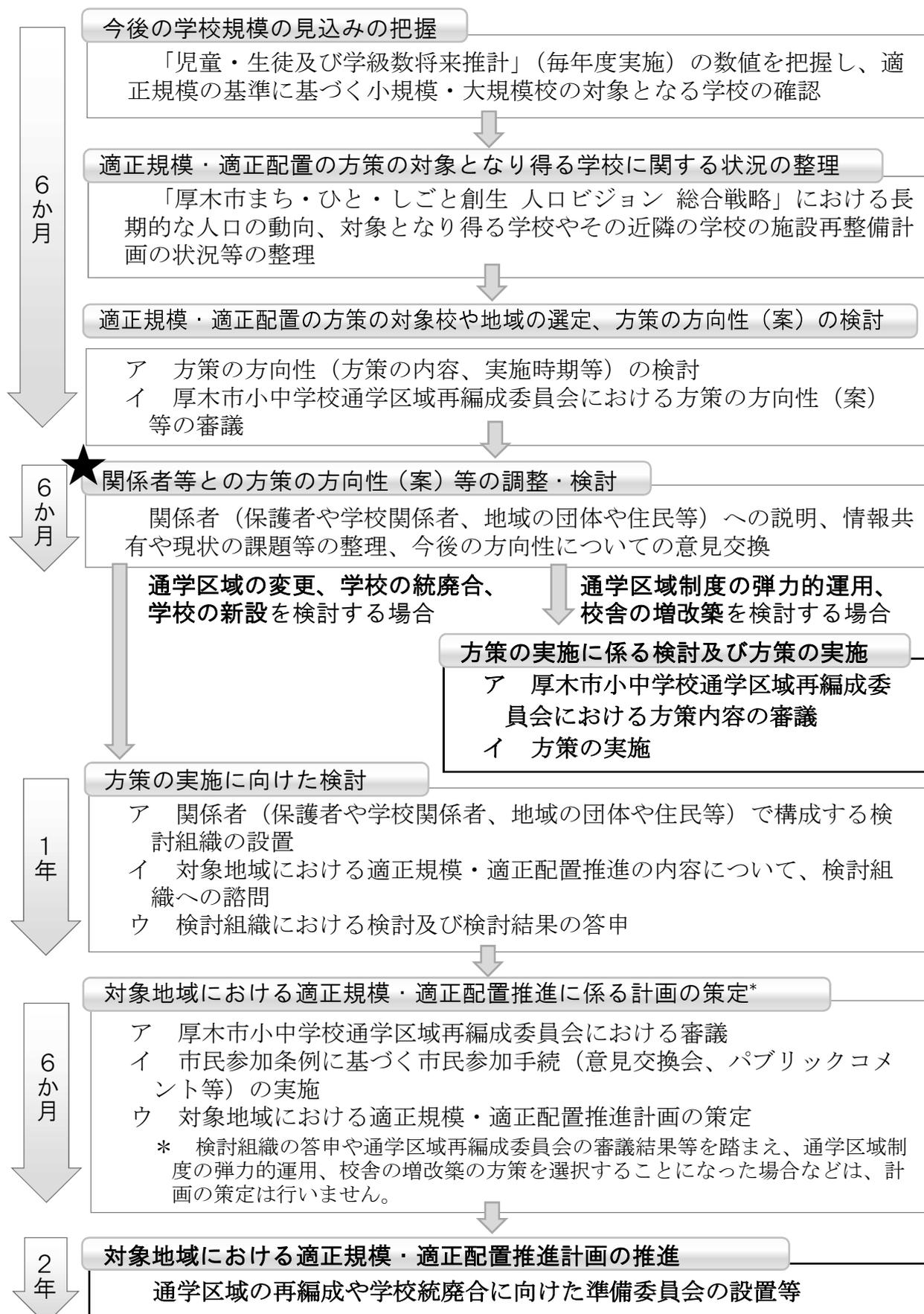
また、小規模であることのデメリットを解消し、又は緩和させる方策も併せて検討します。

7 学校跡地の取扱いについて

市公共施設最適化基本計画では「複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用」することとしていますが、学校施設は市民にとって最も身近な公共施設であり、避難場所としての機能、地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることから、学校跡地の取扱いについては、方針に基づき、基本的な考え方、手続、検討体制等を整理した上で、行政需要や地域の意向、ニーズ等に配慮して検討を進めていきます。

8 適正規模・適正配置の取組の進め方

適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおり



※上記のほか、各検討段階で厚木市議会へ報告・説明を実施

【参考】方策の方向性（案）の検討経過

方針に基づき取組の方向性（案）をまとめ、対象となる学校の保護者や地域の皆様などに対して、様々な機会を捉えて取組の周知を図るとともに、御意見を伺ってきました。

年月	内容	対象	人数等
R 4. 6～10	関係団体等への説明 (計 113 回実施)	市議会議員、地区館長、自治会 連絡協議会、学校長、P T A、 学校運営協議会 等	-
R 4. 10～11	説明会 (11 校・33 回実施)	対象学校の児童・生徒保護者及 び未就学児保護者、対象地域の 住民	参加者数 536 人
R 5. 1～2	アンケート調査 (7,360 人送付)		回答者数 2,774 人